



山口ゆめ花博

第35回全国都市緑化やまぐちフェア

営業参加者募集要項

平成29年11月

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会

目 次

1 実施計画抜粋	1
2 営業参加者の募集について	5
3 営業参加に係る実施要綱	15
4 営業参加に係る実施要領	25
5 申込様式(別記様式第1号～第5号)	31
6 図面	
全体位置図	43
物販営業(物産品)施設図面	44
物販営業(花緑)施設図面	45

山口ゆめ花博（第35回全国都市緑化やまぐちフェア）

実施計画【概要版】

開催概要

(1) 事業の位置付け

明治150年プロジェクト「やまぐち未来維新」の中核イベント

(2) 開催テーマ

山口から開花する、未来への種まき。
～150年を振り返り、次の150年につなぐ～

＊全国都市緑化フェア 統一開催テーマ
『緑豊かな街づくり』
～窓辺に花を・くらしに緑を・街に緑を・あしたの緑をいまつくろう～

(3) 名称・愛称

正式名称 第35回全国都市緑化やまぐちフェア

愛称 **山口ゆめ花博**

(4) 主催者等

主催者：山口県・山口市・公益財団法人都市緑化機構
提唱者：国土交通省



【シンボルマーク】

(5) 開催期間

平成30年9月14日(金)～11月4日(日) 52日間
有料エリア：9：00－21：00
無料エリア：9：00－17：00

メインキャラクター
やまりん



(6) 会場

山口きらら博記念公園（山口市）

(7) 目標来場者数

50万人以上

サポートキャラクター
ちよるる



(8) 入場料

入場料

(単位：円・消費税込)

区分	一般入場券								全期間通用入場券			
	普通入場券		割引入場券						パスポート券		特別割引 パスポート券 (70歳以上 ・障害者等)	
			特別割引入場券 (70歳以上 ・障害者等)		団体割引 入場券		夜間割引入場券					
			当日	前売	当日	前売	当日	前売				
大人	1,200	900	900		900		600		3,000	2,400	2,400	
高校生	800	600	600		600		400		2,000	1,600	1,600	
小・中学生	600	500	500		500		300		1,500	1,200	1,200	
小学生未満	無料											

※山口県内の学校の行事であれば無料

山口ゆめ花博6つの特徴

「山口ゆめ花博」からゆめの未来公園はじまる！

- (1) 咲き誇る **1,000万**の山口県の花 (2) 山口県から始まる
「**子どもの育ちを支える公園**」



(3) **日本一**に挑戦

- ・日本一長い竹のコースター
- ・日本一高いブランコ
- ・日本一長いブランコ
- ・日本一広い芝生広場



(4) ファンタスティックな
ナイトプログラム



(5) 心躍る **1,000**のイベントと
体験プログラム



(6) 新しい公園の夢を持ち寄る
県民参加プログラム



会場のゾーン構成 裏面のとおり

全県での連携計画

◆市町デー

○山口ゆめ花博の会場で、県内各地の特色をPR（19市町が参加予定）

◆連携会場

○山口ゆめ花博の1年前から、県内各地で様々なイベントを実施（19市町が実施予定）

会場のゾーン構成 【山口きらら博記念公園】

2 花の谷ゾーン

「山口県オリジナルの花が色を添える夢の庭園」

- ・ここにしかない非日常の花景観
 - － 圧倒的な花の数・品質・美しさ
- ・暮らしを彩る5つの庭を巡り、五感で楽しむ体験



1 ウェルカムゾーン

「期待ふくらむアプローチ」

- ・たくさんの花で出迎え「ゆめ花博」への期待感をさらに高める
- ・19市町の花みどりと人の暮らしに思いをはせる



3 庭のパビリオンゾーン

「庭の新しい魅力に会う体験」

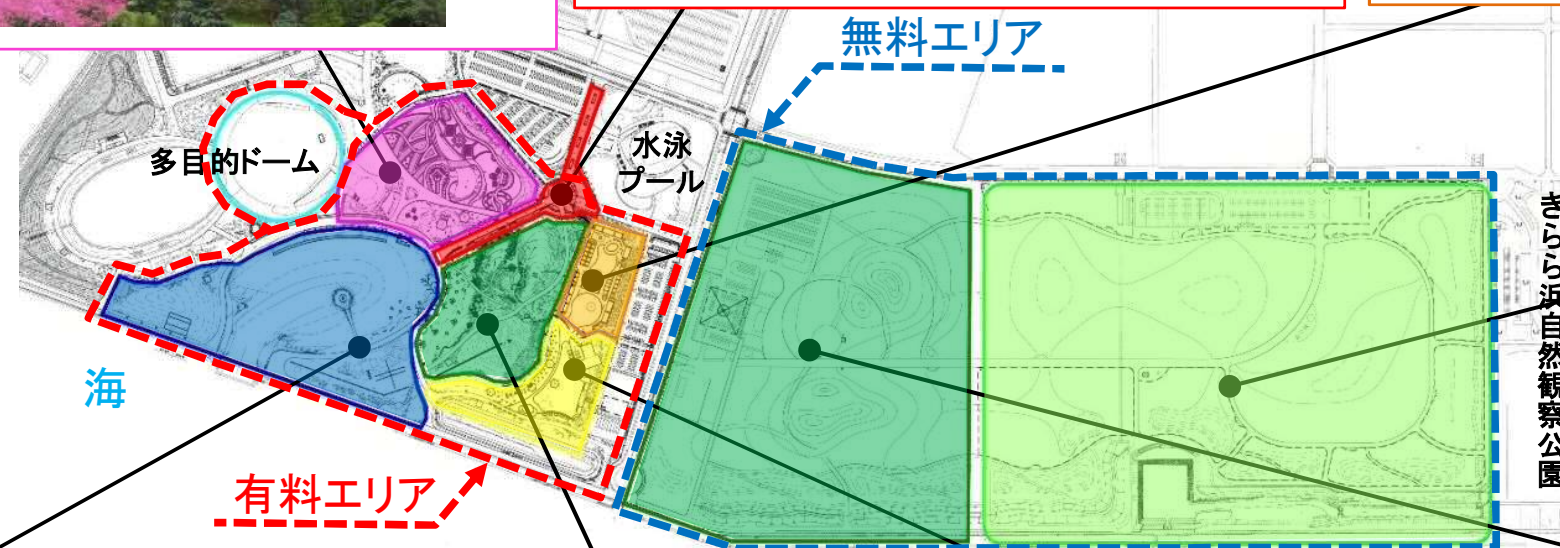
- ・プロトタイプ的な提案性と面白さのある庭の出展
- ・来場者が実際に庭の中に入り魅力を体感・体験
- ・出展した作庭家自身がデザイン意図や技術を説明



8 海の大草原ゾーン

「日本一の芝生広場を遊ぶ」

- ・日本一広い芝生広場を活用したアクティビティを体験



6 海の外遊びゾーン

「子どもの育ちを支える海の外遊び」

- ・海辺の環境を利用したダイナミックな遊びを体験
- ・子どもの育ちを支えるアクティビティを体験



5 山の外遊びゾーン

「子どもの育ちを支える山の外遊び」

- ・山の地形・環境を利用した新しい遊びを体験
- ・遊びたい心を触発し子どもの育ちを支える「遊具」づくりに挑戦



4 森のピクニックゾーン

「明日のピクニックライフを満喫」

- ・山口のさまざまな楽しみを持ち寄る
- ・公園の将来の使い方・楽しみ方を体験し共有



7 2050年の森ゾーン

「森に遊び、森づくりを楽しむ」

- ・「2050年」をめざし、立派な森に育てる活動に参加
- ・森の空間を活かした森ならではの遊びを体験



■ハンモックカフェ

お洒落なライフスタイルショップを中心にした“ロハス”な空間

- 花と緑のライフスタイルショップ
- 軽食・ドリンクのテイクアウト
- ミニイベントコーナー
- ハンモックエリア
(ハンモックに腰かけ、寝転がり、ゆったりとお茶したり、本を読んだりできるコーナー)



■おいしい山口キッチンストリート

地産地消：19市町の食の名産・グルメを味わう（キッチンカー大集合）



■お茶する庭

お茶をするならこんな庭 — 来場者が庭でくつろぎ、お気に入りの庭を見つける



■子どもの育ちを支える外遊び体験

海辺ならではの開放感とアクティビティを楽しむ

- 海上のアクティビティ
・スタンドアップパドルボード等を活用した海を楽しむプログラム



営業参加者の募集について

1 営業とは

営業とは、実行委員会の管理下にある関連区域を含むフェアの会場において、来場者に対し実行委員会以外の者が物品の販売、飲食及びサービスの提供等を行うことにより、利益を得る行為をいいます。

2 営業参加にあたっての遵守事項

営業参加者は、この募集要項のほか、別に定める「営業参加に関する実施要綱」及び「営業参加に関する実施要領」、その他実行委員会が定める諸規程等を遵守していただきます。

3 営業参加区分及び業態

本フェアで募集する営業参加区分及び業態は、以下のとおりです。

(1) 飲食・物販複合営業（ハンモックカフェ）

仮設施設を設置し、花と緑のライフスタイルショップと飲食テイクアウトを複合した業態

(2) 飲食営業（キッチンカー）

キッチンカー（移動販売車）で主に飲食の提供を行う業態

(3) 物販営業（物産品）

仮設テントを利用し、物産品などを販売する業態

(4) 物販営業（花緑）

仮設テントを利用し、花緑を販売する業態

(5) サービス営業

公園の魅力を高める体験プログラムや来場者サービスを提供する業態

4 募集要件等

本フェアで募集する営業参加に係る営業場所、条件、選定基準、営業参加料及び募集数については、表1のとおりです。

NO.	営業参加区分	営業場所	条件
(1)	飲食・物販複合営業 (ハンモックカフェ)	花の谷ゾーン (ハンモックカフェ)	・会期中を通じて仮施設店舗を設置して営業（1日あたり2,000食程度の食事の提供） ・敷地（中央広場内の一部：約4,250㎡）を貸与 ・営業参加者は、企画提案から、営業施設設置、什器・備品等整備、開催期間中の管理・運営、終了後の撤去・原状復旧までを実施 ・1次電気・給排水設備は、実行委員会が提供 ・ガスは、参加者が設置 ・土地造成及び休憩施設の設置は要協議
(2)	飲食営業 (キッチンカー)	森のピクニックゾーン (おいしい山口キッチンストリート)	・キッチンカーにより一定期間の営業を実施 ・1台あたり5.0m×2.0m程度の敷地を貸与
		庭のパビリオンゾーン (お茶する庭)	・会場内の給排水設備利用は協議により可 ・会場において有効な食品衛生許可証を受けていること
(3)	物販営業（物産品）	ウエルカムゾーン (マーケットストリート)	・会期中を通じて山口県の特産品、弁当、総菜、オリジナルグッズを販売 ・仮設テント施設（10.18m×5.0m）を実行委員会が貸与
(4)	物販営業（花緑）	ウエルカムゾーン (マーケットストリート)	・山口県オリジナルの花緑やこれに関連する商品を販売 ・仮設テント施設（3.6m×3.6m×2張）を実行委員会が貸与
(5)	サービス営業	対象は会場全体とし、実行委員会と営業参加者が協議	・会期中を通じてサービスを提供 ・協議で合意した場所や施設を実行委員会が貸与 ・協議で合意した施設などを営業参加者が設置、準備し運営

表 1

選定基準	営業参加料	募集数
・フェアの趣旨に沿った出店 ・花緑のある新しいライフスタイルを提案するショップ ・質が高く適切な価格の商品構成 ・山口県の特徴的な食材を取り入れた飲食メニュー ・複合業態のメリットの活用 ・信頼できる管理能力の有無	2, 500, 000円/通期	1事業者
・フェアの趣旨に沿った出店 ・会場修景に適したキッチンカー（移動販売車）の準備と運営 ・質が高く適切な価格のメニュー構成 ・山口県の特徴的な食材を取り入れたメニュー ・信頼できる管理能力の有無	10, 000円/日	・休日（10/13, 14を除く）…20台程度 ・10/13, 14及び平日…5～10台程度
・フェアの趣旨に沿った出店 ・質が高く適切な価格の販売 ・良質な山口県産品の品揃え ・信頼できる管理能力の有無	3, 000, 000円/通期	2～3店舗程度
・フェアの趣旨に沿った出店 ・質が高く適切な価格の販売 ・良質な山口県産品の品揃え ・信頼できる管理能力の有無	600, 000円/通期	1店舗程度
・フェアの趣旨に沿った出店 ・公園の新しい活用方法や魅力 ・フェアの魅力の向上 ・フェア後への継続性 ・信頼できる管理能力の有無	実行委員会と営業参加者が別途協議のうえ定める。	提案内容を勘案して決定

5 営業日

原則、会期中を通じて営業を行うものとします。

ただし、「(2) 飲食営業（キッチンカー）」のうち森のピクニックゾーン（おいしい山口キッチンストリート）及び「(4) 物販営業（花緑）」の営業参加は、下記の区分により申し込むことができるものとします。

NO.	営業参加区分	営業日申込区分
(2)	飲食営業 （キッチンカー） ※森のピクニック ゾーン（おいしい 山口キッチンスト リート）に限る。	① 通期（52日） ② 10/13, 14を除く全ての休日（17日） ③ 連続する休日 ア 9/15～ 9/17（3日） イ 9/22～ 9/24（3日） ウ 9/29～ 9/30（2日） エ 10/ 6～10/ 8（3日） オ 10/13～10/14（2日） カ 10/20～10/21（2日） キ 10/27～10/28（2日） ク 11/ 3～11/ 4（2日） ※ア～クのうち2以上の申込可 ④ その他の希望日
(4)	物販営業（花緑）	① 通期（52日） ② 下記の期間区分 ア 9/14～ 9/26（13日） イ 9/27～10/ 9（13日） ウ 10/10～10/22（13日） エ 10/23～11/ 4（13日）

※「(2) 飲食営業（キッチンカー）」のうち庭のパビリオンゾーン（お茶する庭）は、通期（52日）のみの申し込みとなります。

6 営業時間

原則、9時から21時までとします。

ただし、無料エリアのみを営業場所とする場合は、9時から17時までとします。

上記により難しい場合は、別途、実行委員会と営業参加者が協議のうえ定めるものとします。

7 営業参加に伴う工事施工区分及び費用負担区分

営業参加区分（１）～（４）に係る営業場所は別添全体位置図、営業参加区分（３）及び（４）に係る営業施設は別添物販営業施設図面のとおりです。

また、営業参加に伴う工事施工区分及び費用負担区分については、表２のとおりです。

表 2

区分	項目	施工区分		営業参加者費用負担内訳	
		実行委員会	営業参加者	営業参加料	別途負担
建築	実行委員会の施設を利用する場合の建築本体	○		○	
	営業参加者が施設を設置する場合の建築本体		○		○
	営業施設の内・外装		○		○
給水	当該営業施設付近までの給水設備	○		○	
	実行委員会が設置する給水設備以降の設備		○		○
排水	当該営業施設付近までの污水管及び污水接続桝	○		○	
	営業参加者が施設を設置する場合の営業施設敷地内から会場内側溝までの雨水配管等		○		○
	実行委員会の設置する污水桝に接続するまでの排水設備		○		○
電気	営業施設付近の主開閉器までの地中引き込み電力ケーブル	○		○	
	主開閉器以降の電気設備		○		○
	実行委員会が設置する物販営業施設の二次側電気設備工事	○		○	
ガス	ガス配管、機器、計量器等（ガス漏れ警報装置を含む）		○		○
その他	給排水機器、電気機器、通信機器（実行委員会が行う工事を除く）		○		○
	営業に伴う厨房機器、什器・備品等の設置並びに搬入及び撤去		○		○
	換気、空調、防災設備（実行委員会が設置した設備以外の設備）		○		○
	消火器の設置		○		○

8 給水使用料及び電気使用料

使用量に応じて、営業参加者に負担していただきます。

給水使用料（排水処理費を含む） 1 m³あたり 4 1 0 円

電気使用料 1 k w h あたり 1 3 . 5 9 円

※現時点での単価であり、今後変更となる場合があります。

9 営業参加申込者の資格

(1) 営業参加は、個人、法人、組合等の団体又はそれらの連合体に係わらず、いずれも申し込むことができるものとします。

(2) 申込者又は法人等が、次の各号の一に該当する場合は、申込みをすることができません。

ア 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 銀行取引停止処分を受けている者

エ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わらない者

オ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者

カ 申込業種について、3年以内に行政処分を受けた者

キ 山口県の県税及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を滞納している者

(3) 申込者、法人等又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者は、申込みをすることができません。

10 禁止事項

営業参加者及び実施要綱第7条に規定する関係者は、次の行為をすることができません。

(1) 実行委員会が指定した場所以外で営業を行うこと。

(2) 営業施設を、営業参加契約で定められた営業用途以外の目的に使用すること。

(3) 実行委員会が承認した販売品目及び販売価格以外で営業を行うこと。

1 1 その他の留意事項

- (1) 営業参加者は、営業を行うにあたって、その業務が関係監督官庁の許認可等を必要とする場合、自らの責任において平成30年8月31日までにその手続きを完了していただきます。
- (2) 営業参加者は、自らの責任において、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険等の保険に加入していただきます。
- (3) 飲食営業の参加者は、食品衛生責任者の資格を有する者1名以上を営業施設に常駐させる必要があります。
- (4) 酒類の販売は可能ですが、適正飲酒の推進及び飲酒運転撲滅の周知・啓発の取組をお願いします。
- (5) 飲料（酒類を含む。）の販売については、企業協賛の関係により、メーカー及び商品等を制限させていただく場合があります。
- (6) 営業に伴い発生したゴミは、営業参加者で持ち帰り処分してください。また、飲食物を販売する際は、購入者に対して、容器、食べ残し等を販売した各店舗へ返却するようアナウンスし、回収してください。

1 2 フェア開催期間中のイベント

- (1) 平成30年10月13日（土）及び14日（日）に、多目的ドーム及びその周辺において、飲食・物販営業が多数出店する大型催事が開催される予定です。
- (2) 平成30年10月20日（土）及び21日（日）に、多目的ドーム及びその周辺において、第28回全国産業教育フェア山口大会（さんフェアやまぐち2018）が開催され、高等学校の生徒等による物品販売が行われる予定です。
- (3) 開催期間中に市町デーが開催され、市町PRブースにおいて、各市町の特産品等の販売が行われる予定です。
- (4) 上記のほか、会場内において、実行委員会又は実行委員会以外の主催により、様々なイベントが開催される予定です。

1 3 営業参加の申込方法

営業参加を希望される方は、以下の書類を各 1 通提出してください。

(1) 提出書類

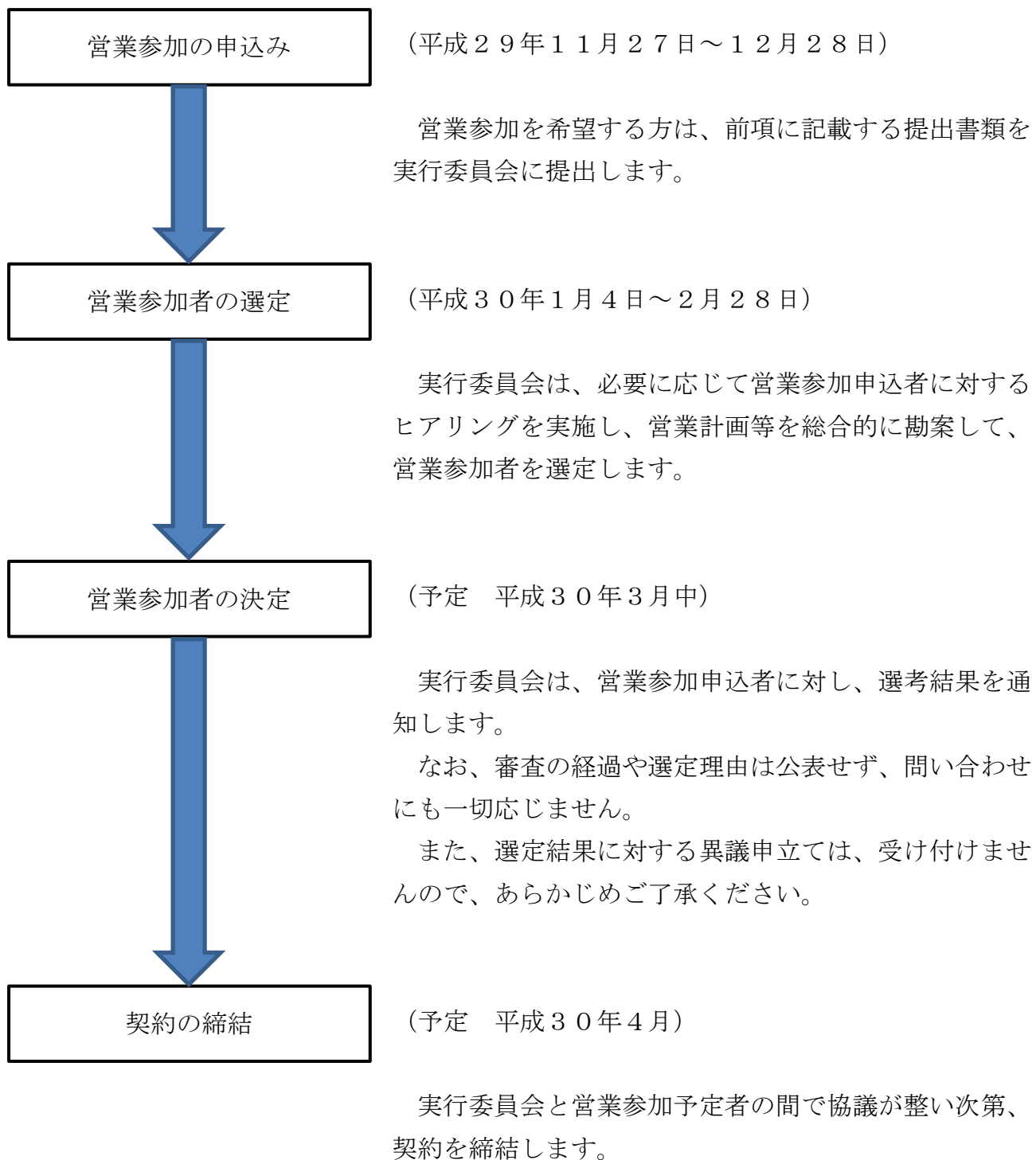
- ア 営業参加申込書（別記様式第 1 号）
- イ 営業計画書（別記様式第 2 号）
- ウ 法人にあっては登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書）
- エ 直前 1 年間の決算書類
- オ 山口県における県税（全税目）について滞納がないことの証明書
- カ 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことの証明書
- キ 法人にあっては定款の写し、任意団体にあっては規約等の写し
- ク 現在行っている営業に関する監督官庁の許可証又は登録書の写し（許可等を要する営業のみ）
- ケ 飲食関係の営業にあっては、保健所の発行する食品衛生監視票の写し（食品衛生監視員の捺印のあるもの）
- コ 誓約書（別記様式第 3 号）
- サ 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 4 号）
- シ 役員等名簿（別記様式第 5 号）

※ 上記の書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

(2) 申込方法

- ア 提出方法 提出書類は、持参又は郵送してください。ただし、郵送の場合は、必ず実行委員会に電話等で到着確認をしてください。
- イ 受付期間 平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日（月）から 1 2 月 2 8 日（木）まで
ただし、休日を除く。
- ウ 受付時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで
- エ 受付場所 〒 7 5 3 - 8 5 0 1
山口県山口市滝町 1 - 1 県政資料館 2 階
第 3 5 回全国都市緑化やまぐちフェア実行員会事務局
（催事・運営部 会場運営課 担当：林）
TEL 0 8 3 - 9 3 3 - 4 9 2 7
FAX 0 8 3 - 9 3 3 - 4 8 0 9
メール management@yumehana-yamaguchi.com

1 4 営業参加者の決定までの流れ



営業参加に関する実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する第35回全国都市緑化やまぐちフェア（以下「フェア」という。）の営業参加について必要な事項を定めるものとする。

(営業の定義)

第2条 営業とは、実行委員会の管理下にある関連区域を含むフェアの会場（以下「会場」という。）において、来場者に対し実行委員会以外の者が物品の販売、飲食及びサービスの提供等を行うことにより、利益を得る行為をいう。

第2章 営 業

(営業の要件)

第3条 実行委員会は、会場においてフェアの運営上必要な営業参加を認める。

2 会場における営業参加について、実行委員会と営業参加に関する契約（以下「営業参加契約」という。）を締結した者（以下「営業参加者」という。）以外の者はこれを行うことができない。

3 実行委員会は、実行委員会が設置する営業施設又は敷地を営業参加者に貸与する。

4 営業参加者は、営業参加契約において定められた場所以外においては、営業を行うことができない。

5 実行委員会が設置する営業施設以外での営業及び営業に付随する行為（広告物の配布、商品の無料提供等）を希望する者は、規模、内容及び場所等について、実行委員会と事前協議をしなければならない。

(営業施設の位置、規模等)

第4条 営業施設の位置、規模等については、別に定める。

(用役の提供)

第5条 実行委員会は、営業参加者の負担において、電気、上下水等の用役を提供する。

ただし、不可抗力によりその提供ができなくなった場合、実行委員会はその責めを負わない。

(営業参加者の責務)

第6条 営業参加者は、営業を自ら行わなければならない。

- 2 営業参加者は、常に営業の場所を清潔かつ衛生的に維持し、営業内容について来場者に満足してもらえるよう努めなければならない。
- 3 営業参加者は、営業施設又は敷地の全部又は一部を第三者に使用させ、転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 4 営業参加者が従事させた運送業者、建設業者、内装業者等の行為については、営業参加者がその責任を負うものとする。
- 5 営業参加者は、営業を行うにつき、その業務が関係監督官庁の許認可等を必要とする場合は、営業参加者の責任において平成30年8月31日までにその手続きを完了しなければならない。
- 6 営業参加者は、実行委員会が発行する営業許可証を営業施設又は敷地に常に保持しなければならない。
- 7 営業参加者は、関係法令、実行委員会が定める諸規則及びこれに基づく要綱等並びに実行委員会がフェアの運営上必要と認めて行う指示に従わなければならない。

(要綱等の遵守)

第7条 営業参加者は、要綱等の規定、営業参加契約及び実行委員会がフェアの運営上必要と認めて行う指示を遵守するとともに、次の各号に掲げる関係者に、これを遵守させなければならない。

- (1) 営業参加者の営業に従事する者（以下「従業員」という。）
- (2) 営業参加者のために工事（内装工事を含む。）を行う者及びこれらの工事に従事する者
- (3) 営業参加者のために催し物を行う者及びその被雇用者
- (4) 営業参加者のために物品を会場に搬入し、又は搬出する者
- (5) 営業参加者のために営業施設及び物品等を維持、管理又は警備する者

(従業員の管理)

第8条 営業参加者は、従業員の管理に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 健康管理に関すること。
- (2) 接客態度に留意し、その向上を期すること。
- (3) 会場全体と調和し、来場者に好感を与えるような服装を着用させること。
- (4) みだりに所定の営業場所を離れ、又は営業参加者と分かる服装を着用したまま会場を通行させないこと。

- 2 実行委員会は、従業員が要綱等の規定及び実行委員会の指示に従わないとき、又は従業員の行為が会場の秩序を維持するうえで適当でないと認めたときは、営業参加者に指示して、当該従業員を会場から退去させ、又は当該従業員が会場の営業に従事することを禁ずることができる。

第3章 契 約

(営業参加の申込み)

第9条 営業参加を希望する者は、実行委員会が定めるところに従い、営業参加申込書によって実行委員会に申し込むものとする。

- 2 実行委員会は、前項に定める営業参加申込書を受理したときは、これを審査し、営業参加者として適当と認める者について、営業を許可するものとする。
- 3 実行委員会は、営業参加者の決定について、その理由を一切公表しない。

(営業参加申込者の資格)

第10条 営業参加は、個人、法人、組合等の団体又はそれらの連合体に関わらず、いずれも申し込むことができるものとする。ただし、申込者又は法人等が、次の各号の一に該当する場合は、申込みをすることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている者
 - (4) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わらない者
 - (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者
 - (6) 申込業種について、3年以内に行政処分を受けた者
 - (7) 山口県の県税及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を滞納している者
- 2 申込者、法人等又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者は、申込みをすることができない。

(契約の締結)

第11条 第9条第2項の営業許可を受けた者は、実行委員会と営業参加契約を結ぶものとする。

(営業参加者の届出)

第12条 営業参加者は、次の各号に掲げる事項を遅滞なく実行委員会に届け出なければならない。

(1) 会場及び会場外の実行委員会との連絡場所(所在地、名称、責任者の氏名等)

(2) 営業のために雇用する従業員の氏名、住所等

2 営業参加者は、前項の届出事項に変更があったときは、遅滞なく実行委員会に届け出なければならない。

(営業参加料)

第13条 営業参加者は、実行委員会に対して、実行委員会が別に定める営業参加料を納入しなければならない。

(営業参加料の納入時期)

第14条 営業参加者は、営業参加契約締結日より30日以内に営業参加料を納入しなければならない。ただし、これにより難い場合は、実行委員会と営業参加者が別途協議の上、定めるものとする。

2 営業参加者は、納入期限を経過して営業参加料を納入する場合、納入期限の翌日から納入するまでの期間の日数に応じ、当該未納金額について年5%の割合を乗じて得た額を延滞金として実行委員会に支払わなければならない。

(売上金の取扱い)

第15条 営業参加者は、売上金の取扱いに関しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 売上げの都度、会計帳簿を整理すること。

(2) 営業の売上高に関する報告書を実行委員会に提出すること。

(3) 前各号に規定するもののほか、実行委員会が別に定める要領に従うこと。

(実行委員会からの営業参加契約の解除)

第16条 実行委員会は、営業参加者が次の各号の一に該当することによりフェアの運営に支障をきたす恐れがあると認めたときは、営業参加契約を解除することができる。

(1) 実行委員会の指定する日に営業を開始しないとき又は営業を開始することができないと認められるとき。

(2) 実行委員会の承認を受けずに営業を休止したとき。

(3) 営業参加料の納入を怠り、かつ、実行委員会の催告を受けてもなお指定期限までに

納入しないとき。

- (4) 関係行政機関から営業許可の取消処分又は営業停止処分を受けたとき。
- (5) 後見開始の審判又は破産宣告を受ける等、行為能力を喪失したとき。
- (6) 差押え、銀行取引停止処分を受ける等、行為能力を喪失したとき。
- (7) 営業参加契約内容の履行状況及び営業の状況を確認するため実行委員会が行う営業場所への立入調査を妨害したとき。
- (8) 要綱等又は営業参加契約の規定に対し、違反行為があったとき。
- (9) 提出書類において、重要な事項の虚偽の記入や事実の隠ぺいが判明したとき。

2 実行委員会は、営業参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、営業参加契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 前各号に該当する者の依頼を受けていると認められるとき。

3 実行委員会は、前2項の規定により営業参加契約を解除した場合は、既納の営業参加料を営業参加者に返還しない。

4 営業参加契約を解除された営業参加者は、会場において、その所有し、又は占有する動産及び不動産を実行委員会又は実行委員会の指名する第三者がフェアの会期中無償で利用することを認めなければならない。

5 実行委員会は、第1項及び第2項の規定に基づく営業参加契約解除により生じた営業参加者の損害については、一切その責めを負わないものとする。

6 第3項の規定は、実行委員会が営業参加者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

(営業参加者からの営業参加契約の解除)

第17条 営業参加者は、実行委員会の責めに帰する事由により営業参加契約の履行が不能となったときは、営業参加契約を解除することができる。

第4章 営業施設

(営業施設の準備)

第18条 実行委員会から営業施設又は敷地の貸与を受けた営業参加者は、平成30年8月31日までに営業のために必要な施設等の工事及び検査、法令等の諸手続きを含め営業の準備を完了しなければならない。

(工事の施工区分及び費用の負担区分)

第19条 実行委員会と営業参加者との営業参加に伴う工事の施工区分及び費用の負担区分は、実行委員会が別に定める。

(維持管理)

第20条 実行委員会から営業施設又は敷地の貸与を受けた営業参加者は、当該営業施設又は敷地（営業参加者が設置した施設を含む。）を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 実行委員会は、営業参加者に貸与した営業施設を修理する必要があると認めた場合は、実行委員会の負担においてこれを修理する。ただし、営業参加者の責めに帰すべき損傷については、営業参加者の負担とする。

3 実行委員会が、保安上等必要があると認め、営業参加者にその所有に係る営業施設の修理を指示したときは、営業参加者はその指示に従わなければならない。

4 営業参加者は、前項の規定により営業施設を修理する場合は、実行委員会の指示する時間及び期限までに行わなければならない。

5 営業参加者は、自ら営業施設を改修する場合は、実行委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(原状復旧)

第21条 実行委員会から営業施設又は敷地の貸与を受けた営業参加者は、フェア閉会後実行委員会が別に定める日までに、営業のために必要であった施設等を撤去し、原状復

旧を行わなければならない。

- 2 営業参加者は、営業施設又は敷地の原状復旧工事に関しては、その計画、工程等について事前に実行委員会と協議し、工事終了後は撤去完了の報告をし、実行委員会の検査を受けなければならない。
- 3 営業参加者は、営業施設又は敷地を実行委員会に返還するに当たり、実行委員会に対し、立ち退き料及び営業施設又は敷地のために支出した費用を請求することができない。
- 4 実行委員会は、営業参加者が行う原状復旧工事がフェアの閉会后、実行委員会が別に定める日までに完了しないときは、営業参加者に代わって残工事を行うことができる。この場合、当該工事に要した費用は、営業参加者の負担とする。

第5章 営業行為

(営業期間及び時間)

- 第22条 営業期間は、フェアの会期中とし、営業時間は、実行委員会が別に定める公開時間とする。ただし、実行委員会は、フェアの運営上必要であると認める場合は、営業内容、設置場所等を考慮して、営業期間及び営業時間を変更することができる。この場合、営業参加者は、その指示に従わなければならない。
- 2 営業参加者は、実行委員会が必要により指示したときは、会期前でも営業しなければならない。
 - 3 営業参加者は、第1項の規定により定められた営業期間及び営業時間中は、実行委員会の承認を受けずに自己の営業を休止することができない。ただし、あらかじめ実行委員会に申し出てその承認を得た場合には、この限りではない。
 - 4 営業参加者は、第1項及び第2項に規定する営業期間及び営業時間の変更を理由として、実行委員会に対して損害の賠償を請求することができない。

(販売品等の搬入及び搬出)

- 第23条 営業参加者は、営業の用に供する販売品、材料、営業用器具、容器類等の搬入・搬出については、実行委員会の指示に従わなければならない。

(販売品目、価格等)

- 第24条 営業参加者は、営業の開始に先立ち、販売品目及びその価格、料金を実行委員会と協議してその同意を得て定めなければならないものとし、これらを変更する場合も同様とする。
- 2 営業参加者は、前項の規定により定められた販売品目及びその価格、料金以外で営業を行ってはならない。

- 3 営業参加者は、営業の場所には、来場者が容易に識別することができるように価格表又は料金表を掲示しなければならない。
- 4 実行委員会は、第1項の規定により販売品目、価格等に関し協議中であっても、このフェアの運営上必要があると認めるときは、営業参加者に対し販売品目、価格等を指示することができる。
- 5 営業参加者は、前項の指示があったときは、協議が整うまでの間、当該指示に従って営業を行わなくてはならない。

(デザイン等の使用)

第25条 営業参加者がフェアのロゴマーク及びマスコットキャラクター等を使用する場合は、事前に山口県、山口県県土緑化推進委員会又は実行委員会の承認を受けなければならない。

(撮影等の許可)

第26条 営業参加者は、営利目的で会場の全部又は一部を撮影、録画、描写、録音、又は複製する場合はあらかじめ実行委員会の許可を受けなければならない。

- 2 営業参加者は、営利目的で会場における出展物、施設等又は催し物を撮影、録画、描写、録音、又は複製する場合は、当該出展物、施設等の所有者若しくは管理者又は当該催し物の主催者及び実行委員会の承認を受けなければならない。
- 3 営業参加者は、営利目的で出展物を撮影、録画、描写、複写、模写、録音、測定、複製、又は型取りをする場合は、出展参加者の承認を受けなければならない。

(実行委員会が行う撮影等)

第27条 実行委員会は、営業参加者の営業施設、営業のための諸設備、装飾等を撮影、録画、描写、録音、又は複製し、これを広報宣伝等に利用することができる。

(保険)

第28条 営業参加者は、自らの責任において火災保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険等の保険を付さなければならない。

- 2 前項の保険契約を締結した営業参加者は、保険証券の写し及び保険者が発行する保険料受領証明書を、保険を付さなければならない期間の初日前15日までに、実行委員会に提出しなければならない。

(広告等)

第29条 営業参加者は、あらかじめ実行委員会に届け出て、その営業場所において自己

の名称、資格及び製品に関する看板、ポスター、パンフレット等（以下「広告物」という。）を掲示し、又は配布することができる。この場合、当該広告物は実行委員会の定める広告基準に合致していなければならない。

- 2 広告の設置については、広告が行われる位置を明示した建物又は広告の全容を示す着色設計図を添付して、あらかじめ実行委員会の許可を受けなければならない。
- 3 営業参加者は、自己の営業場所以外の場所で広告物を掲示し、又は配布してはならない。
- 4 実行委員会は、会場秩序及び安全又は全体の調和を維持するうえで必要があると認めるときは、第1項及び第2項の広告物の撤去若しくは変更又は配布の中止を命ずることができる。
- 5 営業参加者は、政府代表等の承認を受けないで、広告物に国家、都市、地方等の名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。
- 6 営業参加者は、来場者の誘致又は宣伝のため、会場において大声を発し、又は拡声器、音響装置その他これに類するものを使用してはならない。
- 7 営業参加者は、拡声器、音響装置その他これに類するものを使用して、その営業場所から外部に向けて音声、音楽等を流してはならない。

（立入調査）

- 第30条 実行委員会は、営業参加契約内容の履行状況及び営業の状況を確認するため、営業場所に立入調査をすることができる。
- 2 営業参加者は、前項の立入調査の結果に基づき、実行委員会から指示を受けた場合は、直ちに必要な是正又は改善の措置を講じ、その結果を文書によって実行委員会に報告しなければならない。
 - 3 実行委員会は、前項の報告に基づき、実行委員会の指示した必要な是正又は改善の措置についての履行確認を行い、その結果を営業参加者に通知するものとする。

第6章 その他

（損害賠償等）

- 第31条 実行委員会又は営業参加者は、相手方の契約違反のため自己が受けた損害の賠償を相手方に請求する権利を有する。ただし、営業参加者は、予想した営業収益をあげ得なかったこと等を理由に、その損害の補填又は補償を実行委員会に請求することはできない。
- 2 営業参加者は、天候不良等、実行委員会の責めに帰さない事由により、営業日数の減少があっても営業参加料等の減額を請求することができない。

3 営業参加者は、前項の事由により生じた損害の補填又は補償を実行委員会に請求することはできない。

(第三者からの苦情等の処理)

第32条 営業参加者は、自己の営業行為に起因し、又は関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等については、自己の責任と負担においてこれを処理しなければならない。

(破損物の原形復旧)

第33条 営業参加者がフェアの施設その他実行委員会の管理物件及び他のフェア関係者の管理物件を破損した場合は、営業参加者の負担において直ちに原形に復さなければならない。

(その他)

第34条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月24日から施行する。

営業参加に関する実施要領

（目的）

第1条 この要領は、第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する第35回全国都市緑化やまぐちフェア（以下「フェア」という。）への営業参加に関し、営業参加に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第34条の規定により必要なことを定める。

（営業参加区分等）

第2条 フェアの営業参加区分及び業態は、次のとおりとする。

（1）飲食・物販複合営業（ハンモックカフェ）

仮施設を設置し、花と緑のライフスタイルショップと飲食テイクアウトを複合した業態

（2）飲食営業（キッチンカー）

キッチンカー（移動販売車）で主に飲食の提供を行う業態

（3）物販営業（物産品）

仮設テントを利用し、物産品などを販売する業態

（4）物販営業（花緑）

仮設テントを利用し、花緑を販売する業態

（5）サービス営業

公園の魅力を高める体験プログラムや来場者サービスを提供する業態

（営業参加者の衛生保持）

第3条 営業参加者は、営業施設を清潔かつ衛生的に保つとともに、食中毒防止のため関係法令等を遵守しなければならない。

（禁止事項）

第4条 営業参加者及び実施要綱第7条に規定する関係者は、次の行為をすることができない。

（1）実行委員会が指定した場所以外で営業を行うこと。

（2）営業施設を、営業参加契約で定められた営業用途以外の目的に使用すること。

（3）実行委員会が承認した販売品目及び販売価格以外で営業を行うこと。

（営業参加申込み）

第5条 実施要綱第9条の営業参加の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を実行委員会に提出して申し込むものとする。

（1）営業参加申込書（別記様式第1号）

（2）営業計画書（別記様式第2号）

（3）法人にあっては登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書）

（4）直前1年間の決算書類

（5）山口県の県税（全税目）について滞納がないことの証明書

（6）国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことの

証明書

- (7) 法人にあっては定款の写し、任意団体にあっては規約等の写し
 - (8) 現在行っている営業に関する監督官庁の許可証又は登録書の写し（許可等を要する営業のみ）
 - (9) 飲食関係の営業にあっては、保健所の発行する食品衛生監視票の写し（食品衛生監視員の捺印のあるもの）
 - (10) 誓約書（別記様式第3号）
 - (11) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第4号）
 - (12) 役員等名簿（別記様式第5号）
- 2 営業参加の申込みに関する前項の提出書類は返却しない。

（営業許可証）

第6条 実施要綱第9条第2項に規定する営業許可証は、別記様式第6号とする。

（営業参加契約書）

第7条 実施要綱第11条に規定する営業参加の契約書は別記様式第7号とする。
ただし、この様式により難い営業参加の契約については、別に定めるものとする。

（営業参加者の届出）

第8条 実施要綱第12条に規定する実行委員会に届け出なければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 営業参加責任者届出書（別記様式第8号）
- (2) 従業員名簿届出書（別記様式第9号）
- (3) 営業参加者変更届出書（別記様式第10号）

（営業参加料）

第9条 実施要綱第13条に規定する営業参加料は別表のとおりとする。

（営業参加料の納入方法）

第10条 実施要綱第14条に規定する営業参加料の納入は、実行委員会が指定する金融機関の口座へ振り込む方法で次のとおり行う。

- (1) 実行委員会は、請求書（別記様式第11号）を営業参加者に送付する。
- (2) 納入期限までに振込が行われない場合、実行委員会は営業参加者に対し、振込未済通知書（別記様式第12号）を送付する。
- (3) 前号の場合、実行委員会は営業参加者から、延滞した日数に応じ、延滞した金額に対し年5%の割合で算定した延滞金を徴収する。この場合、営業参加者は、実行委員会が送付する延滞金入金依頼書（別記様式第13号）により、指定した日までに指定する金融機関の口座へ入金しなければならない。

2 振込にかかる手数料は、営業参加者の負担とする。

（売上金の報告）

第11条 営業参加者は、フェア終了後1週間以内に営業実績報告書（別記様式第

14号)により売上金を実行委員会に報告しなければならない。

(売上金の管理)

第12条 営業参加者は、自己の責任において売上金等を管理しなければならない。

(工事の事前協議)

第13条 営業参加者は、実行委員会から貸与を受けた営業施設又は敷地内で営業のために必要な施設等の工事を行おうとするときは、営業参加事前協議書(別記様式第15号)を提出し、実行委員会と事前に協議を行わなければならない。

2 営業参加者は、前項の協議書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 厨房・什器等の配置計画
- (2) 平面計画(展示計画)
- (3) 構造計画(施設持ち込みの場合)
- (4) 内外装及び広告サインの計画
- (5) 設備計画
- (6) 工程計画
- (7) 着色パース(外観及び展示)

(建設計画)

第14条 営業参加者は、前条の事前協議の結果に基づき、実行委員会の指示に従って事前協議書に必要な補正を行い、次の各号に掲げる設計図書を2部作成し、建設計画書(別記様式第16号)に添えて実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 配置図 縮尺 1/500 以上
- (2) 平面図 縮尺 1/200 以上
- (3) 2面以上の立面図 縮尺 1/200 以上
- (4) 2面以上の断面図 縮尺 1/200 以上
- (5) 基礎伏図、天井伏図及び屋根伏図 縮尺 1/200 以上
- (6) 仕上表
- (7) 設備図(消防設置図は縮尺 1/100 以上)
- (8) 工程表
- (9) 防災計画書
- (10) 着色パース(外観・展示) サイズA3以上(提出は1部で可)
- (11) 法令等チェックリスト
- (12) その他必要な図書

(建設計画の変更)

第15条 営業参加者は、実行委員会に提出した設計図書と相違する事態が発生したときは、速やかに建設計画変更届出書(別記様式第17号)を実行委員会に提出しなければならない。

2 営業参加者が無届けにより工事を行ったときは、実行委員会は直ちに工事の中止その他の必要な指示を行うことができる。

(販売品目、価格等の届出)

第16条 営業参加者は、実施要綱第24条に規定する販売品目及びその価格、料金の協議にあたっては、実行委員会に、販売協議書（別記様式第18号）を提出しなければならない。

2 実行委員会は、前項の協議が整い次第、同意書（別記様式第19号）を交付する。

3 第1項の協議内容を変更するときは、販売変更協議書（別記様式第20号）により、実行委員会と協議しなければならない。

4 実行委員会は、前項の協議が整い次第、承諾書（別記様式第21号）を交付する。

(撮影等の承認)

第17条 実施要綱第26条に規定する承認申請等は、撮影等承認申請書（別記第22号）によるものとする。

(広告物等の届出)

第18条 実施要綱第29条に規定する届出は、広告物等届出書（別記様式第23号）によるものとする。

(工事完了届)

第19条 営業参加者は、営業のために必要な施設等の工事が完了したときは、完成の状態を示す最終設計図書、承認図、機器取扱説明書等を添えて、工事完了届（別記様式第24号）を実行委員会に提出しなければならない。

2 実行委員会は、前項の届出があったときは、営業参加者が行うべき関係法令上の手続きに瑕疵がないことを確認したうえ、受理するものとする。

(工事完了検査)

第20条 実行委員会は、前条の届出を受理したときは、届出に係る営業のために必要な施設が、実施要綱等に適合しているかを検査し、不適合部分については必要な措置を指示するものとする。

2 営業参加者は、前項の指示があったときは、遅滞なく改善を行い、その結果を実行委員会に報告し、検査を受けなければならない。

(立入検査)

第21条 実施要綱第30条に規定する実行委員会からの指示は、口頭又は、立入調査指示及び是正・改善書（別記様式第25号）により行う。

2 その指示を受けた営業参加者は、是正・改善を行ないその結果を前項の書類に記入し、実行委員会に報告するものとする。

3 実行委員会は、前項の報告に基づき、是正・改善の履行確認を行い、その結果を是正・改善履行確認通知書（別記様式第26号）により、営業参加者に通知す

るものとする。

（撤去完了の報告）

第 22 条 実施要綱第 21 条に規定する撤去完了の報告は、撤去完了届（別記様式第 27 号）によるものとする。

（その他）

第 23 条 実施要綱及びこの要領の実施に関し必要な他のことは、別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。

別表

営業参加料

NO.	営業参加区分	営業参加料	備 考
1	飲食・物販複合営業 (ハンモックカフェ)	2,500,000円／通期	敷地（約4,250㎡）を貸与
2	飲 食 営 業 (キッチンカー)	10,000円／日	1台あたり5.0m×2.0m程度の敷地を貸与
3	物販営業（物産品）	3,000,000円／通期	仮設テント施設（10.18m×5.0m）を貸与
4	物販営業（花緑）	600,000円／通期	仮設テント施設（3.6m×3.6m×2張）を貸与
5	サ ー ビ ス 営 業	実行委員会と営業参加者が別途協議のうえ定める。	

※上記により難しい場合は、実行委員会と営業参加者が別途協議のうえ定める。

營業參加申込書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会 長 村 岡 嗣 政 様

所在地

商号又は名称

代 表 者 (印)
 (担 当 者 名)
 (電 話 番 号)
 (FAX番号)

第35回全国都市緑化やまぐちフェアの会場内において、下記のとおり営業参加をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 營業参加申込内容

営業参加区分 ※ 1	① 飲食・物販複合営業（ハンモックカフェ）
	② 飲食営業（キッチンカー）
	③ 物販営業（物産品）
	④ 物販営業（花緑）
	⑤ サービス営業（内容： ）
希 望 日 ※ 2	
希 望 場 所 ※ 3	

※ 1 : 希望する区分に○をすること。

※２：原則、通期（５２日間）とすること。ただし、「②飲食営業（キッチンカー）」及び「④物販営業（花緑）」は、実行委員会が別に定める区分により記載すること。

※３：「②飲食営業（キッチンカー）」のうち庭のパビリオンゾーン（お茶する庭）での営業を希望する者及び「⑤サービス営業」の参加を希望する者のみ記載すること。

2 大規模イベント（来場者数 1 万人以上）での営業参加実績

イベント名	営業種別	実績（利用人数、売上等）

3 その他 P R、要望等

営業計画書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会 長 村 岡 嗣 政 様

商号又は名称

代 表 者

⑩

第35回全国都市緑化やまぐちフェアにおける営業計画は、次のとおりです。

1 資金計画

単位：千円

調達方法	自 己 資 金		資 金 使 途	営 業 参 加 料	
	借 入 金			工 事 費	
	そ の 他			機 器 備 品 費	
				運 転 資 金	
				そ の 他	
	計			計	

2 損益見込み

単位：千円

区 分	金 額	備 考
売 上 高 ①		
売 上 原 価 ②		
営 業 参 加 料 ③		
売 上 総 利 益 ①－②－③＝④		
販 売 管 理 費 ⑤		
人 件 費		
損益予想④－⑤		

3 運営計画

所要従業員数（予定）	名
------------	---

4 販売品目及び販売価格（サービス内容及び利用料金）

[illegible]

4 供給処理施設等の使用の有無

(1) 給排水の用途と推定使用量

	端末器具	箇所	推定使用量 (m ³)	ピーク時使用量(m ³ /h)
給水	手洗い用			
	炊事用			
	洗浄用			
	合 計	—		
排水	合 計	—		

(2) 電力用途及び推定消費電力

電気機器類	機種・規格	推定消費電力 (k w h)
合 計		

(3) 通信機器等設置の有無

有・無	内容

(4) ガス使用の有無 (L P ガス)

有・無	用途

5 レイアウト図



※他に図面等を作成の場合は、別添可

※飲食営業（キッチンカー）の申込者は、車両全体が分かる写真を添付すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会 長 村 岡 嗣 政 様

商号又は名称

代 表 者

印

第35回全国都市緑化やまぐちフェアにおける営業参加申込みにあたっては、次のとおり誓約いたします。

記

- 1 営業参加申込書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 営業参加に関する要綱第10条第1項の申込みができない者には該当いたしません。
- 3 営業参加者の選考結果については、一切異議の申立てはいたしません。
- 4 営業参加に関する要綱及びその他の諸規則等並びに実行委員会の指示を遵守します。
- 5 第35回全国都市緑化やまぐちフェアの主旨をよく理解し、フェアにふさわしくない行為は一切いたしません。

暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会 長 村 岡 嗣 政 様

商号又は名称

代 表 者

印

私（法人にあっては当社、団体にあっては当団体）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- （6）前記（1）～（5）に該当する者の依頼を受けていると認められる者

別記様式第 5 号

役員等名簿

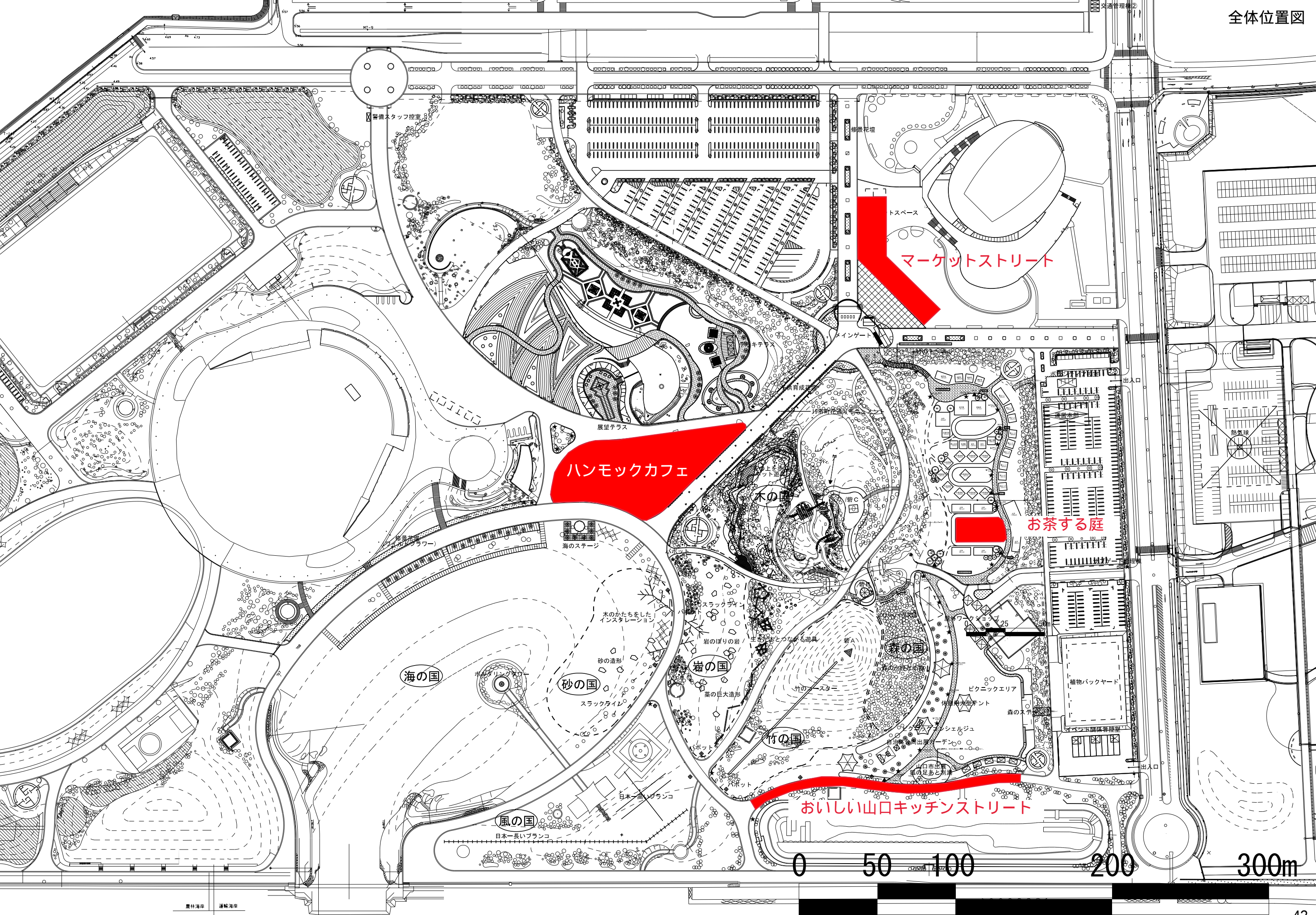
法人・団体名：_____

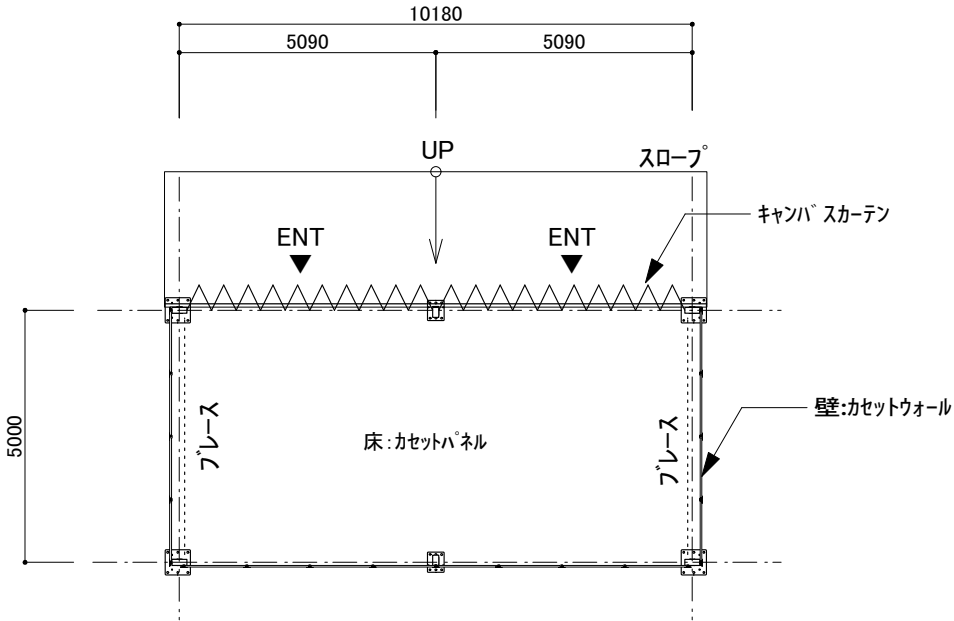
役職名 (法人、団体の場合)	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	住 所
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	

(注) ・法人及び団体にあつては、法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員
(監査役を含む) を記入してください。

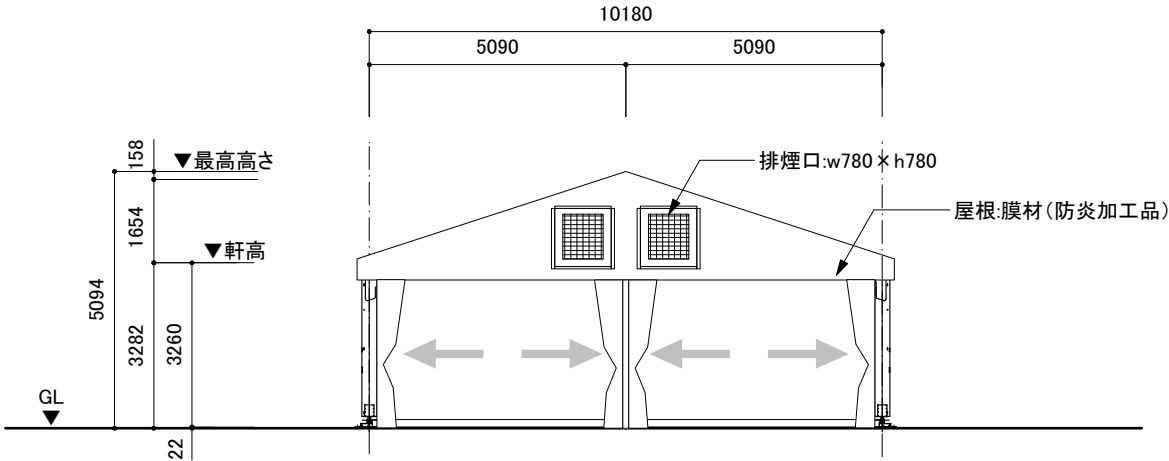
・氏名には、ふりがなを付けてください。

・「性別」「生年月日」欄は該当する性、年号を○印で囲んでください。

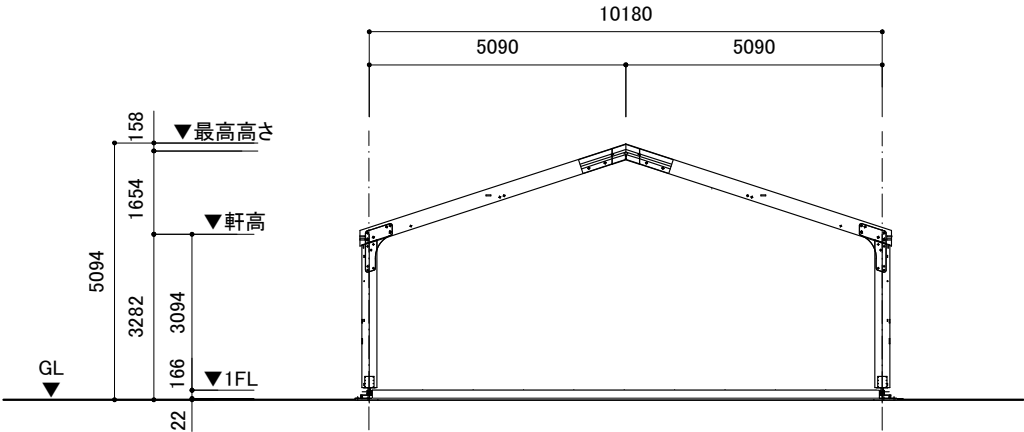




平面図 1/150



立面図 1/150



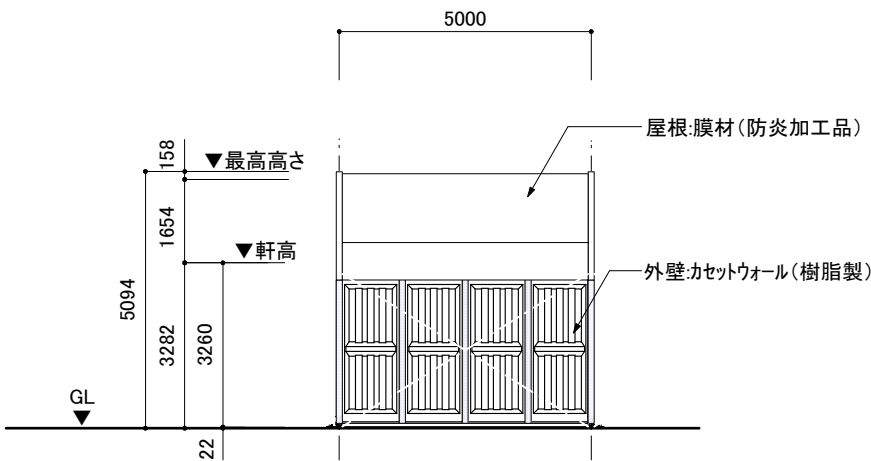
断面図 1/150



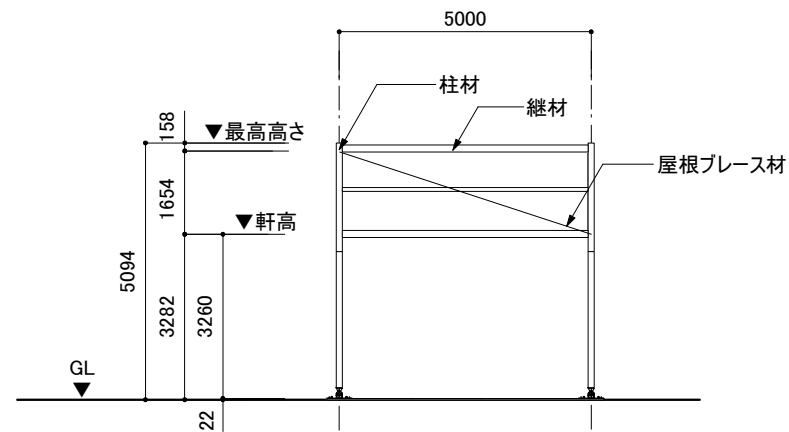
【イメージ写真】



【膜部分参考写真】

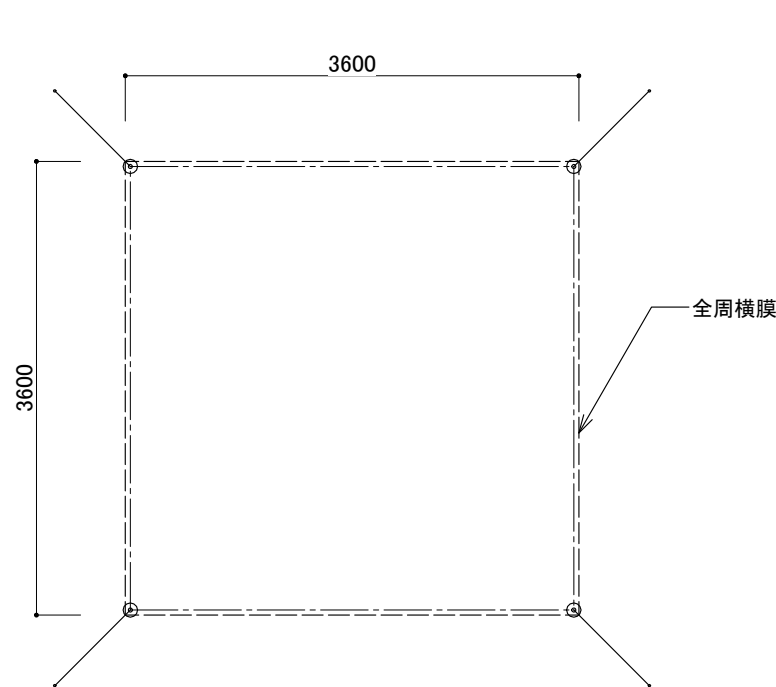


立面図 1/150

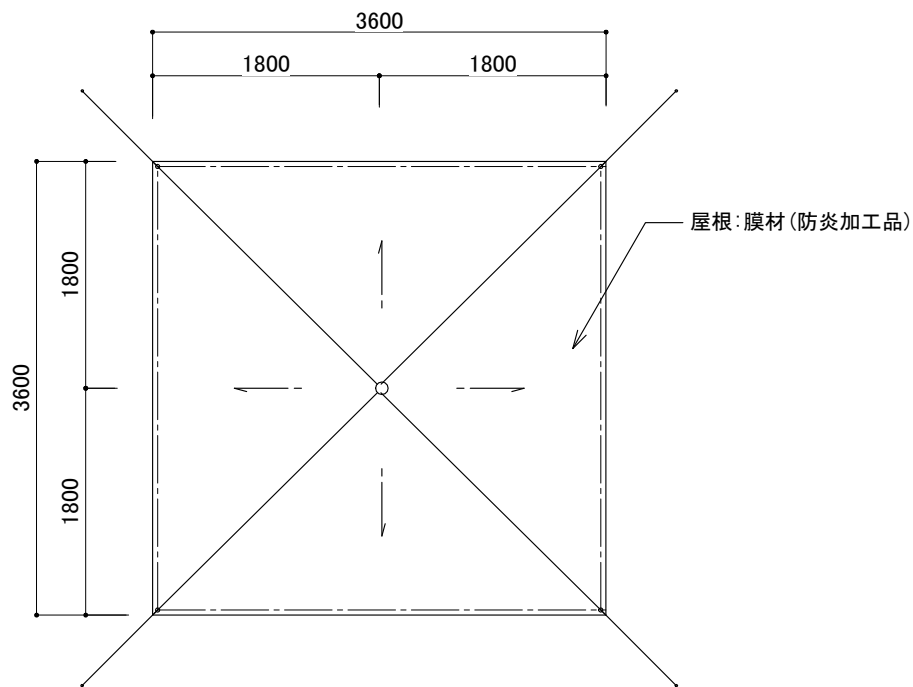


断面図 1/150

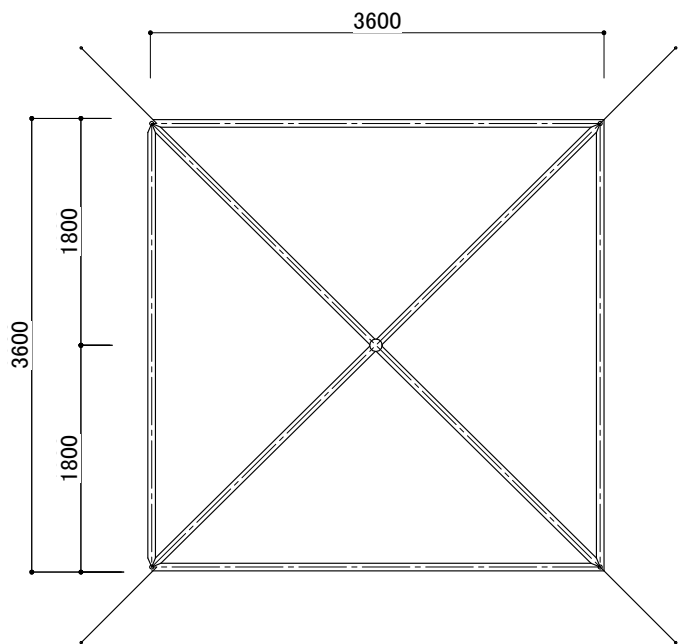
	/	▽		承認	第35回全国都市緑化やまぐちフェア			工事名称	09. マーケットテントB (膜タイプ)	縮尺	図面番号
	/	▽									
	/	▽				検図	製図	図面名称			
	/	▽				平面図・立面図・断面図					
	/	▽								2017. 09. 26	



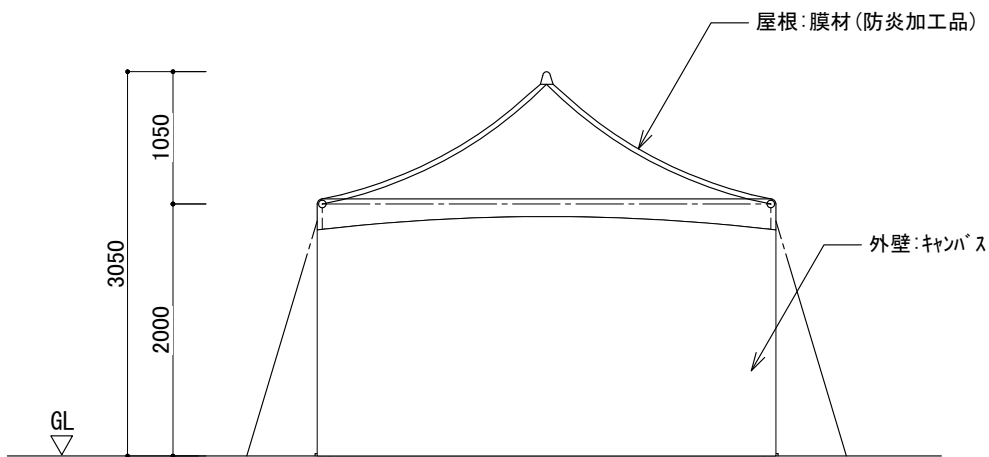
平面図 1/60



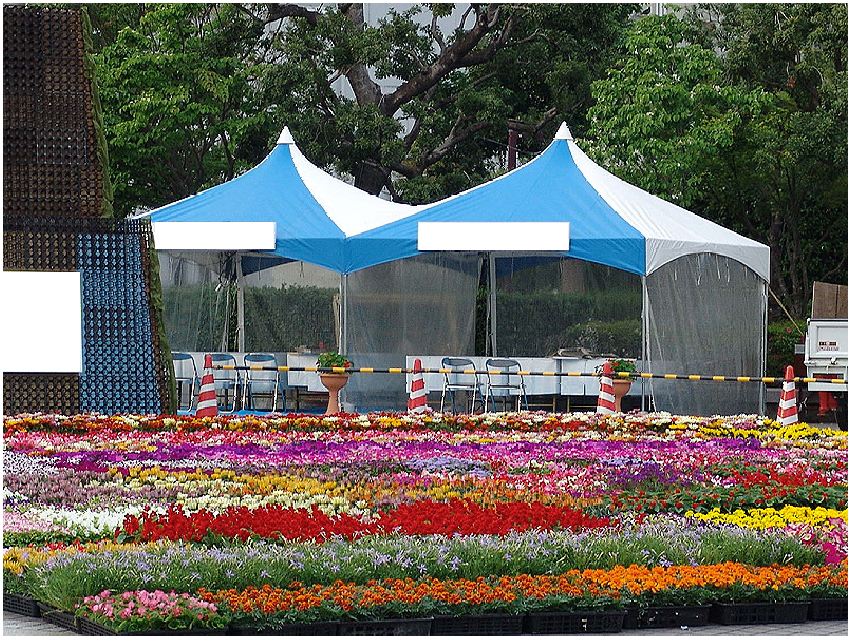
屋根伏図 1/60



小屋伏図 1/60



立面図 1/60



	／	▽		承認	第35回全国都市緑化やまぐちフェア		工事名称	09. マーケットテントA	縮尺	図面番号
	／	▽								S=1/60 (A3)
	／	▽			検図	製図	図面名称	平面図・小屋/屋根伏図・立面図・断面図		
	／	▽								
	／	▽								

2017.09.21									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--